

**1 4本柱で施策を着実に推進**

母子家庭対策については、母子家庭等の自立の促進を図りながら、その児童の健全な成長を確保することが重要な課題となっていることを踏まえ、平成14(2002)年に母子及び寡婦福祉法等の関係法律を改正し、下記のように、母子家庭等に対する生活支援策、就業支援策、養育費の確保策、経済的支援策の4本柱で総合的な母子家庭の自立支援策を推進してきた(図表1-2-1)。

**①子育てと生活支援**

ひとり親家庭等が自立するためには、安心して子育てと仕事を両立できるよう支援することが重要であることから、母子及び寡婦福祉法第28条に基づき、市町村では、ひとり親家庭等の保育所の優先入所につき特別の配慮を行うとともに、子育て短期支援(ショートステイ、トワイライトステイ)事業、母子家庭等日常生活支援事業が実施されている。

**②就業支援**

母子家庭の経済的な自立を図る上で、就業は大変重要なものであり、母子及び寡婦福祉法に基づいて、都道府県等において就業相談や職業能力の向上などを行うことを内容とする総合的な就業支援事業、母子家庭の母が教育訓練講座を受講した場合に授業料の一部を支給することなどを内容とする母子家庭自立支援給付金事業、公共的施設における雇入れの促進等が行われている。

**③養育費の確保**

平成14(2002)年の母子及び寡婦福祉法の改正により、児童を監護しない親は養育費を支払うよう努めるべきこと等が規定され、平成15(2003)年及び平成16(2004)年には、民事執行法の改正が行われている。

これらを受け、子の養育に関する法的義務について周知し、養育費の取決め書の作成を促すための「養育費に関するリーフレット」等を作成し、市町村へ配布するとともに、母子家庭等就業・自立支援センターにおいて、養育費の問題に関し弁護士等による特別相談を実施している。

**④経済的支援**

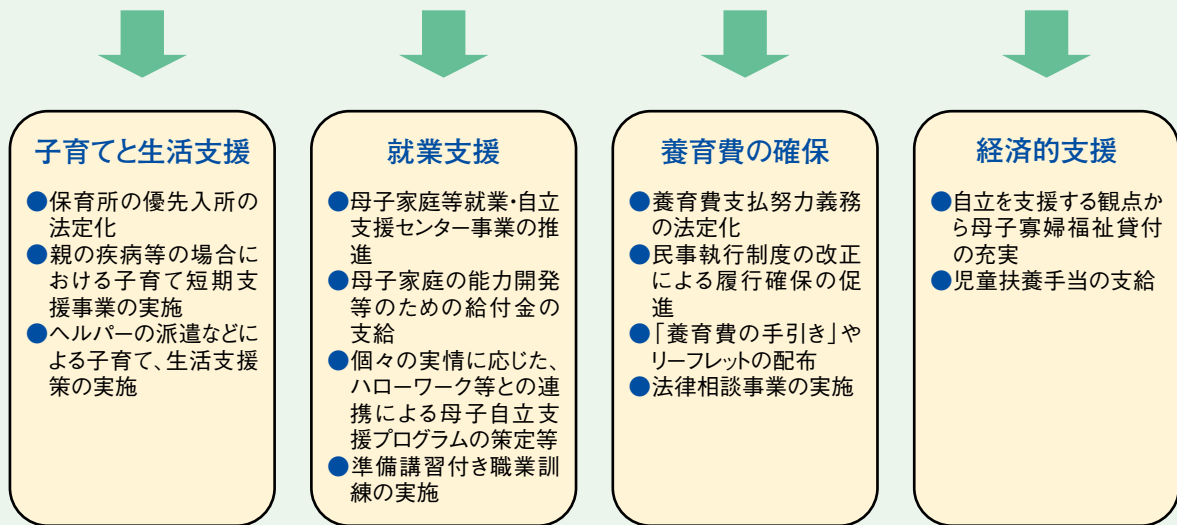
母子家庭の自立を図る上で、経済的な支援が重要であり、経済的な自立や児童の就学などで資金の貸付けが必要となったときに、母子福祉資金貸付金の貸付けを行うほか、児童扶養手当による支援を行っている。

図表1-2-1

## 母子家庭の自立支援策の概要

○平成14(2002)年に母子及び寡婦福祉法、児童扶養手当法等を改正し、「児童扶養手当中心の支援」から「就業・自立に向けた総合的な支援」へ転換し、「子育て・生活支援策」、「就業支援策」、「養育費の確保策」、「経済支援策」の4本柱により施策を推進。

母子家庭及び寡婦自立促進計画(地方公共団体が国の基本方針を踏まえて策定)



## 2 働く意欲に応える就労支援

第1節で述べたとおり、83.0%の母子世帯の母は就労しており、我が国の母子世帯の母の就労意欲は非常に高いものとなっている。こうした働く意欲のある母子世帯の母に対する就業支援を積極的に実施するため、平成15年に制定された「母子家庭の母の就業の支援に関する特別措置法」に基づき、ハローワーク(公共職業安定所)における職業紹介や公共職業能力開発施設における公共職業訓練を実施してきたほか、地方公共団体が中心となって、就業相談、就業支援講習会、就業情報の提供等一貫した就業支援を行う母子家庭等就業・自立支援センター事業、個々の母子家庭等の実情に応じた自立支援プログラムによる就労支援、能力開発に要した費用の一部を支給する自立支援教育訓練給付金事業、パートタイム等で雇用している母子家庭の母を常用雇用に転換することを促進する常用雇用転換奨励金事業等を行っている(図表1-2-2)。

図表1-2-2 母子家庭の母に対する主な就業支援

**就業相談等による支援**

## ○ハローワークによる支援

・再就職を希望する母子家庭の母等の就職支援を実施。特に、マザーズハローワークでは子育て中の女性等に対する再就職支援を実施。

## ○母子家庭等就業・自立支援センター事業

・一貫した就業支援サービス（就業相談・就業支援講習会・就業情報の提供等）の実施。  
・生活支援サービス（養育費の相談等）の実施。

## ○母子自立支援プログラム策定事業等

・福祉事務所等において、自立が見込まれる児童扶養手当受給者等を対象にした自立支援プログラムの策定によるきめ細やかな就業支援を行う。

**職業能力開発に必要な支援**

## ○母子家庭の母等の職業的自立促進事業（準備講習付き職業訓練）

・就職前の準備段階としての準備講習と、実際の就職に必要な技能・知識を取得させるための職業訓練をセットで実施。

## ○介護労働者能力開発事業

・女性の就業が期待できる介護分野への就職促進を図るため、訪問介護員（ホームヘルパー）養成研修2級課程等を実施。

## ○自立支援教育訓練給付金の支給

・パソコン、ホームヘルパー等の教育訓練講座の受講に要した費用の一部を支給。

## ○高等技能訓練促進費の支給

・看護師、介護福祉士等の経済的な自立を図る上で効果的な資格を取得するための受講期間中、生活費の負担の軽減を図り、当該資格の取得を支援。

**常用雇用に向けた支援**

## ○特定求職者雇用開発助成金の支給

・母子家庭の母等の就職困難者を一定期間継続して雇用した場合に、賃金相当額の一部を助成。

## ○試行（トライアル）雇用奨励金の支給

・母子家庭の母を試行的に雇用し、業務遂行に当たっての適性や能力などを見極め、その後の常用雇用への移行や雇用のきっかけづくりを図る。

## ○常用雇用転換奨励金の支給

・パートタイム等で雇用している母子家庭の母を、OJT実施後、常用雇用に転換した事業主を対象に奨励金を支給。

**3 成長力底上げ戦略**

平成19（2007）年2月、我が国の成長戦略の一環として、経済成長を下支えする基盤（人材能力、就労機会及び中小企業）の向上を図ることにより、働く人全体の所得や生活水準を引き上げつつ、格差の固定化を防止することを目的に、「成長力底上げ戦略（基本構想）」が取りまとめられた。

成長力底上げ戦略（基本構想）において、母子家庭の母については、その職業能力開発を支援するとともに、就労支援については、『「福祉から雇用へ」推進5か年計画』を新たに策定し、関係機関や産業界等との連携を図りつつ、福祉及び雇用の両面にわたる総合的な取組を進めることとされた（図表1-2-3）。

また、成長力底上げ戦略を推進するため、有識者、経済界・労働界の代表者、内閣官房長官ほかの関係閣僚等、政労使が参加する「成長力底上げ戦略推進円卓会議」が平成19（2007）年3月に開催され、平成20（2008）年度からの本格実施に向けた準備を進めるとともに、実施可能なものに

については直ちに取り組むこと、地方レベルでの本戦略の積極的な推進のため各都道府県に地方版円卓会議を設けることとされたこと等が合意され、本戦略の積極的な推進が図られている。

図表1-2-3 『「福祉から雇用へ」推進5か年計画』（母子家庭関係）

